

職場の安全衛生

— 改善事例 — 3

労働安全コンサルタント 北原雅彦

とある工場の有害物質のお話です。この工場では、ある特定化学物質を相当大量に使っています。現場巡視でその特定化学物質の受け入れタンクを見たところ、放出蛇口の下あたりに漏れた特定化学物質が貯まっていた。

「この物質は常温では揮発しないけれど、何かの拍子に飛散したら作業者が暴露してしまうので、

有害物質管理の盲点

こまめに除去した方がよいですよ」とアドバイスしました。さらに「タンクから出した物質は、どうやって現場に運んでいるんですか？」



「運んでいる途中で転倒したりしたら、その作業者が暴露してしまいませんか。保護メガネは付けていますか？」と尋ねたところ、付けていないという返答だったので、保護メガネを付けてもらうようにアドバイスしました。また「運搬容器も密閉のものにできないです

か？」と問いかけて、ネット通販などを利用して適切な耐薬品性の密閉容器を探すよう、アドバイスしました。この物質は現場に運ばれて小タンクに入れられるのですが、その小タンクの下に置いてあるトレイにも特定化学物質が貯まっていました。そこで「ここでもこぼれていまずね。だれがいつ清掃するのか、ルールを検討した方がいいでしょう」とアドバイスしました。工場の担当者は「わかりました。すぐに検討してみます」と答えました。

特定化学物質の使用過程である機械設備については、局所排気装置の設置の義務付けなど、特定

労働〇×クイズ ④2 答えと解説

答え 解説

労働安全衛生法第66条に規定する一般健康診断を受診させる義務があるのは、所定労働時間が一般社員の4分の3以上の従業員となりますので、所定労働時間がそれ未満のパートタイム従業員について受診させる義務はありません。ただしおおむね社員の2分の1以上の労働時間の従業員については、健康診断を行うことが望ましいとされています。



(労働安全衛生法第66条1項
平成15年社会保険労務士試験出題参照)

（本稿は平成29年12月に準備されたものです）

（完）

1社2名まで 参加無料!! 安全衛生基礎講習

安全衛生管理について基礎から学びます。
平成30年7月31日(火) 13:30~16:30
当協会 3階 大会議室

主催 名古屋北労働災害防止推進運動協議会
実施 (一社)名古屋労働基準協会 (☎052-961-1666)